

水道だより

令和6年3月発行
山都町環境水道課

山都町浜町6番地
TEL0967(72)4002

開栓・閉栓
オンライン申請



3月より「水道使用量のお知らせ」(検針票)が変わります!

3月より「水道使用量のお知らせ」(検針票)の様式を変更します。
これに伴い、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応した検針票になります。
今まで水色の印刷した紙でしたが、今後は白黒の紙になります。ご注意ください。

(旧様式)

(新様式)

水道使用量のお知らせ
4年5月分
(4月ご使用分)

設置場所
浜町6番地

お名前
水道 太郎 様

お客様番号 000090001-01
検針日 4年5月1日
口径 13 mm

今回指針	1278 m ³
前回指針	1262 m ³
旧メーター使用量	0 m ³
使用水量	16 m ³
メーター番号	H31-090

水道料金(予定) 3,003円

上記の金額には消費税相当分を含んでおります。
このお知らせで集金することはありません。

ご連絡

検針員 検針 次郎

山都町水道事業

水道使用量のお知らせ
6年3月検針分(2月ご使用分)

水道 太郎 様

お客様番号 : 000090001-01 検針番号 : 2001-0002
メーター番号 : H31-090 口径 : 13 mm

設置場所 : 浜町6番地
検針日 : 6年3月1日

今回指針	1278 m ³
前回指針	1262 m ³
旧メーター使用量	0 m ³

今回使用水量 16 m³
ご請求予定額 3,003円
(内消費税10% 273円)

(ご注意) このお知らせで集金することはありません。また、これは納付書ではありませんのでこのお知らせでお支払いすることはできません。

ご連絡:

山都町水道事業
登録番号 : T4800020002924
一連絡先—
山都町役場 環境水道課
TEL : 0967-72-4002

検針員 : 検針 次郎

【適格請求書等保存様式(インボイス制度)への対応】

- ・消費税率及び消費税額⇒ご請求予定額の下に記載しております。
- ・登録番号⇒連絡先の上に記載しております。

開栓や閉栓を希望される方は、事前に申請をお願いします！

山都町上水道の使用を開始または終了される場合、山都町水道区域内で引越しをされる場合は、事前に『水道使用異動届』の提出が必要です。

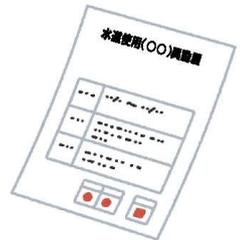
【提出方法】※電話での受付は行っておりません

○オンライン申請 専用フォームにアクセスいただくと24時間いつでも申請を行えます

○窓口での申請 役場本庁及び各支所の窓口で申請を行えます

※注意事項※

- ・開栓、閉栓の作業は平日のみ行っております。土日祝日には行いません。
- ・申請は異動を希望される2営業日前までをお願いします。
- ・開栓の届出がなければ、水道を利用することができません。
- ・閉栓の届出がなければ、水道を使用していなくとも基本料金がかかります。



水道料金のお支払いについて

水道料金の納期限は、毎月25日（休日の場合は翌営業日）となっています。

【納付書での支払い方法】

水道を使用した翌月に納付書を送付しています。

【口座振替での支払い方法】

ご指定預金口座から毎月自動的に引き落としを行います。

口座振替での支払いにはお申込みが必要です。

お申込みは、町内の金融機関および役場窓口に応用紙がありますので、必要箇所にご記入・押印（通帳印）のうえ、ご指定の金融機関へご提出ください。

なお、申込みの手続きや引き落としには手数料はかかりません。

申込用紙の「納入（税）義務者」の欄には、水道契約者の方のお名前をご記入ください。

《納付書及び口座振替取扱金融機関》

肥後銀行・宮崎銀行・熊本銀行・熊本県信用組合・上益城農業協同組合・阿蘇農業協同組合・九州内の郵便局及びゆうちょ銀行（ただし、沖縄県ではお取扱いできません）

・給水停止の執行について

現在、山都町では督促状等の発送や電話等による催告によっても納付いただけない未納者に対して、法律等に基づき給水停止を執行しています。

なお、お支払いが困難な場合には納付相談を行っておりますので、担当課までご連絡ください。

令和5年度滞納による給水停止件数

26 件

令和6年2月末現在